

令和8年度

山形県こどもの居場所立上支援事業を募集します ～こどもの居場所づくり（こども食堂の立ち上げなど）を応援～

◆募集期間

令和8年7月22日（水）～令和9年1月31日（日）

◆補助対象事業



令和8年4月1日～令和9年1月31日までに民間団体等（法人格の有無は問わない。個人を除く。）が山形県内（※山形市は除く）で実施する次の事業で、事業の要件をすべて満たし、年間1回以上実施するもの。

【事業の要件】 夏休み・冬休み等長期休暇に年間合計2回以上計画するように努めてください。

こどもの居場所立上支援事業

- (1) こどもやその家族に、無料又は低額で安心・安全な食事を提供すること
（低額とは、一食の原材料費に相当する額等営利を求めない範囲でこどもの負担にならない程度の額であること）。
- (2) 宿題等の自主学習など学びの支援や地域住民やこども同士の交流・遊び体験などこどもの居場所づくり活動を行うこと。
- (3) 地域の実情に応じ、広く参加者を募集すること。
- (4) 令和8年4月1日以降に山形県こどもの居場所づくりサポートセンターの相談支援等を受けて立上げること。
- (5) 令和9年1月31日までに事業を開始し、1回以上実施すること。また、今後継続的な運営が予定されていること。

◆補助対象経費

家具、調理器具、食器、筆記用具等の購入費
実施場所の軽微な改修経費
食品衛生責任者養成講習会等の受講料、広報費
※詳細は交付要綱、Q&Aをご確認ください。



◆補助金額

補助対象経費となる支出額から寄付金その他収入額を控除した額
又は5万円、もしくは10万円（「こどもの居場所づくり」取組
実施場所の所在地による）

◆必要書類

- (1) 交付申請書（規則別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 所要額調書（様式第2号）
- (4) 振込先口座の通帳の写し



県HPは
こちら

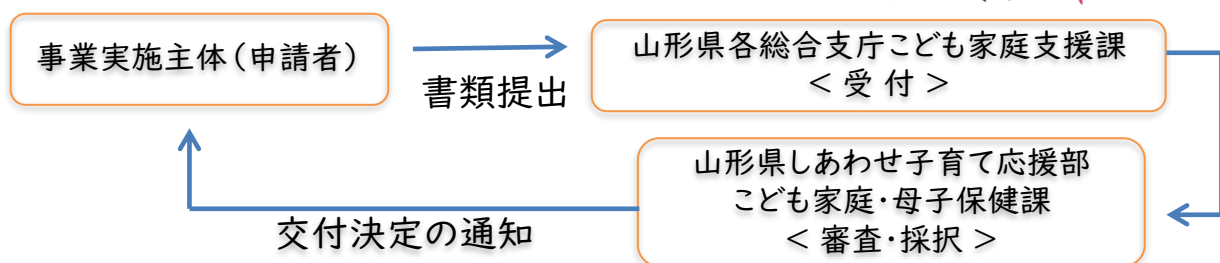


※山形県ホームページに交付要綱・様式・記載例・Q&A・証拠書類の提出方法を掲載しています。ご確認ください。

ホーム > 健康・福祉・子育て > 子育て・結婚支援 > 子育て支援
> こどもの居場所づくりについて

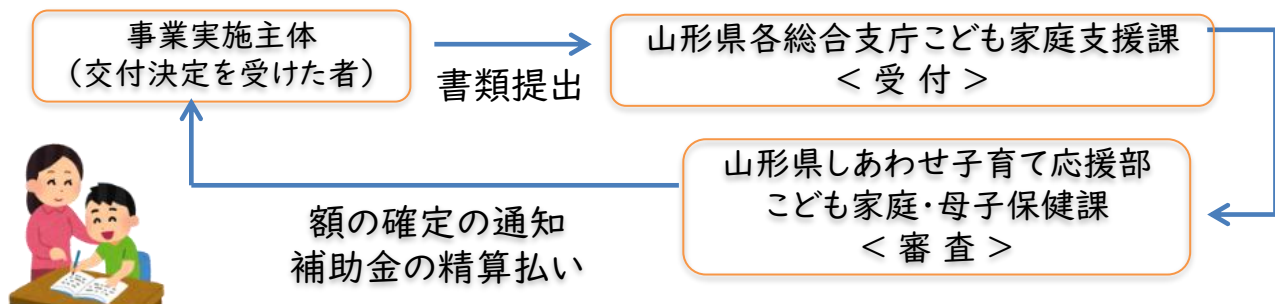
◆手続きの流れ

○補助金の申請



○実績報告

（補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月5日（金）のいずれか早い日）



書類提出先	所在地	電話番号
村山総合支庁 子ども家庭支援課	山形市十日町一丁目6-6(村山保健所内)	023-621-1152
最上総合支庁 子ども家庭支援課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1245
置賜総合支庁 子ども家庭支援課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5457

★こどもの居場所づくりに取り組みたい方はハンドブックをご覧ください★

山形県子どもの居場所づくりハンドブック

★山形県 こども食堂 動画（認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ作成）はこちら★

山形県 こども食堂 動画